**平成２４年（フ）第２３３０号**
愛知県豊明市大久伝町西53番地13　ハイツ早川202号、従前の住所愛知県豊明市新田町中ノ割80番地27　エスポア豊明Ⅵ弐番館102号
債務者　大石三津子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２４１７号**
名古屋市北区苗田町106番地　アネックス201号
債務者　森　　光男
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９８号**
滋賀県東近江市小脇町1700番地10
債務者　三浦　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第５２４４号**
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―718号
債務者　門田　春樹
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５９１７号**
大阪市淀川区東三国６丁目18番９―309号
債務者　谷口　健一
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６１９７号**
大阪市北区天満２丁目１番24―1202号
債務者　亀野　清子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６２３３号**
大阪府東大阪市鳥居町８番16号
債務者　Ｓｅｔｔｅｅこと　藤田　裕之
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６４１２号**
大阪府枚方市長尾元町５丁目25番５―406号、前住所大阪府門真市栄町10番17号　栄町ハイツ205号
債務者　築澤　悠輝
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６４８０号**
大阪府豊中市庄内東町１丁目１番13―202号
債務者　前田　　博
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６６１４号**
大阪府高槻市登町43番１号
債務者　上杉　啓二
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６６２１号**
大阪府箕面市半町３－４－７　山田文化６号、住民票上の住所大阪府豊中市庄内幸町５丁目25番13号
債務者　松下　英敏
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６６４５号**
大阪府寝屋川市松屋町14番17号
債務者　折目　尚子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８２２号**
大阪市東淀川区下新庄４丁目20番10号　サンハイツ３Ｂ号
債務者　前田　達也
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８２４号**
大阪府交野市星田５丁目14番５―403号
債務者　山本　清文
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８３２号**
大阪府豊中市本町６丁目１番14―305号
債務者　西岡　由美
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８６２号**
大阪府東大阪市六万寺町２丁目１番14号
債務者　阪本　義雄
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８９１号**
大阪府東大阪市柏田本町３番48号　ソーシャルコート東大阪132号、前住所大阪府東大阪市新上小阪７番１―109号
債務者　入江　文浩
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部